

健康推進課

みなと受動喫煙防止対策店認定事業について

令和2年10月から、喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室、喫煙可能室又は喫煙目的室を設置し、適正な喫煙環境を維持し、周辺地域において受動喫煙防止対策に貢献している区内飲食店をみなと受動喫煙防止対策店として認定し、飲食店の受動喫煙防止における積極的な取組を広く周知します。

認定に当たり、喫煙室を設置する際の技術的基準や受動喫煙防止対策に精通し、現地にて喫煙環境の測定等助言を行う専門アドバイザーと連携します。

1 目的

港区のみなと受動喫煙防止宣言の趣旨を理解し、改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例に基づき、自ら積極的に取り組む区内の飲食店について、みなと受動喫煙防止対策店認定施設として認定し、公表することにより、区内の飲食店における受動喫煙を防止する環境づくりを推進します。

2 実施内容

(1) 対象となる飲食店

周辺地域において受動喫煙防止対策に貢献している飲食店のうち

ア 店舗内にたばこを吸うためだけの喫煙専用室又は加熱式たばこのみ吸いながら飲食等ができる加熱式たばこ専用喫煙室を設置した飲食店

イ 令和2年4月1日以前に営業を開始し、個人営業又は中小企業（資本金の額または出資の総額が5千万円以下）による営業で客席面積が100㎡以下である従業員のいない喫煙可能室を設置した飲食店

ウ 喫煙を主たる目的とした店舗で、たばこ事業法の販売許可を得ており、ランチタイムを除き、ご飯類、麺類、パン類などの通常主食と認められる食事を主として提供していない喫煙目的室を設置した飲食店

(2) 認定対象の目安となる取組内容

ア 周辺地域において受動喫煙防止対策に貢献していること。

例) 店舗内に喫煙室を設け、出入口付近のテラス席は禁煙とし、利用者に屋外での喫煙は指定喫煙場所の利用を促している。

イ 改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例の基準に適合していること。

ウ 飲食店を利用する者等に対して、受動喫煙防止対策への理解と協力を求める措置をとっていること。

エ 区が実施する喫煙及び受動喫煙に関する施策の周知啓発等に、積極的に協力すること。

3 イメージ図

